

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
令和3年度における国民健康保険料の減免について

1 主旨

昨年度、国が示した減免措置に対する財政支援の考え方にに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して、国民健康保険料の減免を実施してきたところである。今般、国より令和3年度分の保険料の減免を行った場合も、減免に要する費用を財政支援の対象とするとの通知があった。

これを受け、国の財政支援基準に合わせ、区として令和3年度国民健康保険料の減免を行う。

2 国民健康保険料の減免基準（国の財政支援基準と同一）

（1）減免の対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する世帯
  - ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - ・前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下
  - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

（2）減免の対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料。

（3）保険料の減免割合

前年の合計所得金額300万円以下は10割、400万円以下8割、550万円以下6割、750万円以下4割、1,000万円以下2割

【減免額の算定】

【表 1】で算出した対象保険料額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額( (A×B/C) × (d) )

【減免額の計算式】

$$\boxed{\text{対象保険料額}} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$$

【表 1】

対象保険料額 = A × B / C
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300 万円以下であるとき	10 分の 10
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

<モデルケース 1 >

世帯主 35 歳・配偶者 35 歳・子 10 歳 1 人の 3 人家族で世帯主のみ給与収入あり。給与収入が前年の 400 万円から 280 万円に減少 (10 分の 3 減少) する見込みの場合

$\boxed{A}$  : 378,282 円 (世帯 3 人分の年間保険料額)

$\boxed{B}$  : 給与収入 400 万円 → 給与所得 276 万円

$\boxed{C}$  : 給与収入 400 万円 → 給与所得 276 万円  $\boxed{d}$  : 10 分の 10

対象保険料額 =  $\boxed{A}$ 378,282 円 ×  $\boxed{B}$ 276 万円 /  $\boxed{C}$ 276 万円 = 378,282 円

保険料減免額 = 378,282 円 ×  $\boxed{d}$ 10 分の 10 = 378,282 円

結果 : 378,282 円が全額減免され、0 円となる。

<モデルケース2>

世帯主 35 歳・配偶者 35 歳・子 10 歳 1 人の 3 人家族で世帯主・配偶者とも給与収入あり。世帯主が前年の 300 万円から 200 万円に減少（10 分の 3.3 減少）、配偶者は 300 万円のまま減収しない見込みの場合

**A** : 459,372 円（世帯 3 人分の年間保険料額）

**B** : 給与収入 300 万円→給与所得 202 万円

**C** : 給与収入 300 万円×2 人→給与所得 404 万円 **d** : 10 分の 10

対象保険料額=**A**459,372 円×**B**202 万円/**C**404 万円=229,686 円

→減免対象となる保険料額は、世帯 3 人分の年間保険料額の 2 分の 1

保険料減免額=229,686 円×**d**10 分の 10=229,686 円

→世帯 3 人分の年間保険料額の 2 分の 1 が 10 分の 10 減免になる

結果：459,372 円の 2 分の 1 が減免され、229,686 円となる。

3 減免に要する費用に対する国の財政支援

減免に要する費用に対して、昨年度は国が全額を財政支援していたが、令和 3 年度は次のとおり変更となる予定である。

令和 3 年度分保険料減免総額が、令和 3 年度調整対象需要額の何%になるかにより、国による財政支援の割合が変わる。

① 3%以上となった場合…保険料減免総額の 10 分の 8相当額を財政支援

② 1.5%以上 3%未満となった場合…10 分の 4相当額を財政支援

③ 1.5%未満となった場合…10 分の 2相当額を財政支援

4 減免申請数見込み

約 6,500 世帯

5 所要経費見込み

国民健康保険料減免（国民健康保険事業会計）

・歳入 国民健康保険料 △約 8.5 億円（この内、国により 10 分の 8 相当額の支援を予定。）

・歳出 被保険者への周知にかかる郵便料等 約 400 万円

6 今後のスケジュール（予定）

5 月 中旬 区ホームページ掲載

7 月 1 日 区のおしらせ掲載

7 月 1 2 日 保険料の対象となる全世帯あてに送付する令和 3 年度保険料通知と合わせて「国保だより」を同封し、保険料減免の案内  
減免申請受付開始（郵送を基本とする）

## 7 その他

後期高齢者医療保険料の減免については、詳細等が決まり次第追って周知する。